

(目的)

第 1 条 この要綱は共同募金としての寄付金を、地域における民間の地域福祉活動事業（以下「地域福祉事業」という。）更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業に有効かつ適切に活用するための配分について東京都共同募金会が（以下、「本会」という）定めることを目的とする。

(配分の対象)

第 2 条 配分の対象者は東京都の区域内に所在し、都民を対象に社会福祉事業を営んでいる次の者とする。ただし、東京都の区域外に所在する施設を営む者であっても、主として都民を対象に運営されているものは配分対象とする。

- (1) 社会福祉法人、更生保護法人及び民法等で公益に関する事業を行う者として、設立された法人
 - (2) 法人格は有していないが、すでに社会福祉事業運営の実績があり、所在地の自治体等から定期的に助成を受けている施設・団体
 - (3) 前号に準ずる施設・団体で、各地区配分推せん委員会及び配分委員会並びに理事会が特に必要と認めるもの
- 2 対象事業は、前項に規定する者が行うもので、地域福祉の向上に資すると判断され、寄付者の信頼にも十分に込められる事業
- 3 第 6 条の(1)のイの配分を希望する施設・団体については、別表 B に該当し、原則として申請時点において事業開始から 1 年を経過しているもの

(対象除外)

第 3 条 次の各号の一に該当する事業については配分対象から除外する。

- (1) 社団や組合等、構成員の互助共済を主目的とする事業
- (2) 事業の経営が政治・宗教等に利用されている傾向がある事業、または営利のために行っているとみなされる事業
- (3) 主務官庁の許可・認可もしくは届け出を要する場合に、理由なくその手続きを怠っているもの
- (4) 配分金以外の収入が期待でき、これによって必要な経営が可能な事業
- (5) 経営の基礎や管理の状況に安定性や継続性の乏しい事業または地域住民からの信頼性に欠ける事業
- (6) 国または地方公共団体が経営の責任を負う事業
- (7) 配分審査の時点で既に着手している事業
- (8) 施設利用者の処遇向上にかかわるものでない事務管理面の整備事業
- (9) 共同募金の配分金によるものであることを明確に表示できない事業
- (10) 公的補助金または他の助成団体の助成金により実施される事業の自己負担分
- (11) 自動車を購入する場合の公租公課その他諸経費

(配分金の区分及び基準)

第 4 条 赤い羽根共同募金の A 配分（全都配分）及び B 配分（地域配分）は別表 A 及び B の区分及び基準に従って行う。ただし、特に必要と認める場合には、この基準を超えて配分することができる。

区市町村社会福祉協議会等への共同募金配分金は別表 C の基準に従って行う。

また、区市町村社会福祉協議会への地域歳末たすけあい運動による事業費配分は別表 C の基準に従って、地区配分推せん委員会委員長または共同募金地区協力会会長の推せんにより行われる。

(配分の手続き)

第 6 条 配分は次の各号に掲げる手続きに従って行う。

(1) 配分の申請

共同募金の配分を受けようとする者は別に定める申請書を下記に従い提出する。

ア A 配分(全都配分)の施設の整備費・団体の特別事業費、区市町村社会福祉協議会の特別事業費の配分申請をする場合は、別表 A の期限までに「東京都共同募金会地区配分推せん委員会規程」に基づく当該地区配分推せん委員会（設置されていない場合は、当該地区共同募金地区協力会）の意見書を添付し東京都共同募金会に直接提出する。

ただし、原則として施設の整備費、団体の特別事業費については連続して、もしくは 2 年連続して申請することはできない。

A 配分申請書は申請の内容により、本会が指定するものとする。

イ B 配分（地域配分）の配分申請の場合、「東京都共同募金会地区配分推せん委員会規程」に基づく地区配分推せん委員会が設置されている地区に所在する施設・団体については、当該配分推せん委員会が示す期限までに当該地区配分推せん委員会に申請書を提出する。但し、配分推せん委員会が未設置の地区及び地区配分推せん委員会により東京都共同募金会が申請書の提出先として指定されている場合は、別表 B に示す期限までに、申請書を東京都共同募金会に提出する。

B 配分申請書は本会のホームページよりダウンロードしたものとする。

(2) 配分の審査

東京都共同募金会会長（以下、「会長」という。）は、前号の申請を取りまとめ、地区配分推せん委員会の推せんも十分に考慮し、配分委員会で審議のうえ必要な調査を行い、配分委員会の承認を得る。

(3) 配分の決定

会長は、配分委員会の承認を得た配分案を理事会の審議に付し、その決定を求めたうえ、決定内容を申請者に通知する。

(4) 交付請求書の提出

配分決定通知を受けた者は申請した事業を実施し、当該事業完了後、直ちに配分金の交付請求書を会長あて提出する。

- 2 配分金の交付請求は原則として申請年度の翌年度末を期限とする。
- 3 B配分金に関しては、上記交付請求手続きにかかわらず配分決定後に交付する。

(配分金の交付)

第7条 配分金の交付は、次の各号によって行う。

- (1) 共同募金配分金は、原則として、その金額を一括交付する。
- (2) A配分金は、当該事業の支払い条件、契約内容等を勘案して、一括または分割して交付する。
- (3) 区市町村社会福祉協議会事業費のうち、特別事業費及び地区歳末たすけあい事業費については、前号の取り扱いに準ずる。

(実績報告)

第8条 共同募金配分金を受けた者は、当該事業の完了から30日以内に事業内容に応じて本会が指定した証憑書類を添えて会長に報告し、かつ事業成果報告書を提出しなければならない。また、当該事業が共同募金配分金によって行われたことを、申請書に記入した方法により公表しなければならない。

2 B配分金の配分を受けた者は、事業完了後、直ちに完了報告書を各地区の配分推せん委員会または会長あてに提出しなければならない。

(配分決定の取り消し)

第9条 次の各号の一に該当する場合は、既に決定した配分の一部または全部を取り消すことがある。

- (1) 配分申請及び配分金に基づく事業の実績報告に虚偽の記載をした場合
- (2) 配分金の用途や事業の実績を調査するために本会が受配者に求める書類等を、理由なく提出せずまたはその調査に応じない場合
- (3) 当該申請事業の実施を中止した場合、または事業の進捗状況が著しく遅れている場合、あるいは正当な理由なく交付請求手続きを怠っていると認められる場合
- (4) 配分金を申請以外の用途に使用した場合
- (5) 配分申請時と事業実施時において、その内容、事業費等に変更が生じた場合

(管理について)

第10条 共同募金配分金によって取得したものの管理期間は5年とする。

2 共同募金配分金によって取得したものの処分については、共同募金会の指示を受け、これに従うこととする。

(地区配分推せん委員会)

第 11 条 「東京都共同募金会地区配分推せん委員会規程」に基づいた地区配分推せん委員会は、第 6 条(1)のアのA配分申請についての意見書、及び第 6 条(1)のイで受け付けたB配分申請書ならびに地区の実状に基づいた推せん書を東京都共同募金会配分委員会に対して提出する。

別表－A A配分について

配分対象種別	配分申請限度額	配分金補助率
1 社会福祉法第2条に定める法人（下記2以下を除く）及び更生保護法人 *1	8,000,000円	総事業費の75%以内
2 保育所	3,000,000円	総事業費の75%以内
3 無料低額診療施設及び医療保護施設	8,000,000円	総事業費の60%以内
4 障がい者の地域生活支援をおこなう施設・団体及び小規模作業所 *2	3,000,000円	総事業費の75%以内
5 保育室及び認証保育所	2,000,000円	総事業費の75%以内
6 社会福祉団体（区市町村社会福祉協議会を除く）	5,000,000円	総事業費の75%以内

*1 社会福祉法に定められる事業種別及び配分委員会で特に認められたもの

*2 それらに準じるものとして配分委員会で特に認められたものを含む

配分申請相談及び配分申請書提出期限

第一次 〈 申請相談受付締切 〉 平成 29 年 4 月 28 日（金）

〈 申請書類提出締切 〉 平成 29 年 5 月 12 日（金）

第二次 〈 申請相談受付締切 〉 平成 29 年 12 月 22 日（金）

〈 申請書類提出締切 〉 平成 30 年 1 月 12 日（金）

別表－B B配分について

配分対象種別	配分金限度額	配分金補助率
1 社会福祉法第2条に定める児童厚生施設（児童館）	1 施設（団体） 10万円以上30万円以内	当該総事業費の75%以内 ※地区配分推せん委員会設置地区はその配分基準による。 但し、75%を超えない。
2 社会福祉法及び東京都補助要綱による保育施設		
3 障がい者の就労及び地域生活支援をおこなう施設・団体		
4 社会福祉関係通知による入所施設		
5 その他（地域福祉の推進を目的とする団体で、地区配分推せん委員会において認められたもの）		

○ 配分申請書提出期限

平成29年8月31日（木）

但し、配分推せん委員会が設置され、推せん委員会で受付される地区はその提出期限による。

○ 各地区のB配分総金額枠

この配分金の各地区の総額は、前年度の当該地区募金実績額の65%を限度として算定する。但し、天災その他やむを得ない理由により募金目標額と募金実績額が大きく乖離し、B配分必要額の確保が困難と本会配分委員会が判断する場合（地区募金実績額の65%に対して、配分申請基準の最低額である10万円に申請件数を乗じた額の方が大きい場合）は、当該算定額で不足する金額の差額分を本会A配分金から臨時的に補填する。

区市町村社会福祉協議会等が実施する地域福祉事業への配分については、地区募金の一定額を地域に活用することを目的とすることから地域配分の基準を準用して推薦することができる。

別表－C

区市町村社会福祉協議会等の事業費配分金の区分・基準及び申請書提出期限について

配分区分	配分内容	配分基準	申請書提出期限
特別事業費	区市町村社会福祉協議会 が実施する臨時的事業費	・配分申請限度額 1件 10,000,000円 ・補助率 当該総事業費の75%以内	別表Aの申請相談 及び配分申請書提出 期限に同じ
小地域 福祉活動費	地区募金活動を実施した 地域の福祉活動を推進す る事業	当該年度の地区募金実績額の 8%以内	平成30年2月上旬
地区歳末たすけ あい事業費	地区の歳末たすけあい 事業費	当該地区の地区配分推せん委員会 委員長または当該地区協力会会長の 推せんによる配分先と金額	別に定める本年度 歳末たすけあい運 動実施要綱による

※区市町村社会福祉協議会等が実施する地域福祉事業への配分については、社会福祉施設からの配分申請額が、地域配分（前頁B配分）の総金額に満たない場合、前年度の地区募金実績額の25%以内において、地区配分推せん委員会の推せんにより配分対象とすることができる。

配分推せん委員会未設置地区の社会福祉協議会等の地域福祉事業の申請は、本会へ相談することとする。